

「自然エネルギー促進法」に関する議連各案と政府「新エネ特措法」の比較

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
公表年月	2000年4月24日	(2002年2月13日)	(2002年2月13日)	(2002年3月15日)
目的	(目的) 第一 この法律は、自然エネルギー発電を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もって環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することに資することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資することを目的とする。	第一 目的 この法律は、自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
定義	(定義等) 第二 この法律において「自然エネルギー発電」とは、次に掲げる発電をいう。 1. 太陽光発電 2. 風力発電 3. 小水力発電(河川法第四十四条第一項に規定するダムを伴わない水力発電であって政令で定める出力以下の発電をいう。) 4. バイオマス発電(バイオマス(農業、林業又は製材業において副産物又は廃物として生ずるわら、家畜の排せつ物、木くず、その他の有機物を全部又は大部分とする有機物(当該有機物から得られる液体又は気体を含む。)を燃料として利用して行う発電をいう。) 5. 1から4までに掲げるもののほか、自然現象又は生物体由来する枯渇しないエネルギー資源を利用する発電であってその促進を図ることが前条	(定義等) 第二条 この法律において「自然エネルギー供給」とは、自然エネルギー生産による電気又は熱の供給をいう。 2 この法律において「自然エネルギー生産」とは、次に掲げる発電又は熱利用をいう。 一 太陽光発電 二 風力発電 三 水力発電(政令で定める出力以上の発電設備によるものを除く。) 四 地熱発電 五 バイオマス(農業、林業又は製材業において産物、副産物又は廃物として生ずる薪材、木くず、わら、家畜の排せつ物その他の有機物を全部又は大部分とする有機物(当該有機物から得られる液体又は気体を含む。))をいう。第十号において同じ。)を燃料として利用して行う発電 六 廃棄物として政令で定めるものを燃料として利用して行う発電(前号に掲げる	第二 定義等 1 この法律において「自然エネルギー供給」とは、自然エネルギー生産による電気又は熱の供給をいう。 2 この法律において「自然エネルギー生産」とは、次に掲げる発電又は熱利用をいう。 太陽光発電 風力発電 水力発電(政令で定める出力以上の発電設備によるものを除く。) 地熱発電 バイオマス(農業、林業又は製材業において産物、副産物又は廃物として生ずる薪材、木くず、わら、家畜の排せつ物その他の有機物を全部又は大部分とする有機物(当該有機物から得られる液体又は気体を含む。))をいう。以下同じ。)を燃料として利用して行う発電 廃棄物として政令で定めるものを燃料として利用して行う発電(に	(定義) 第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。 2 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう。 一 風力 二 太陽光 三 地熱 四 水力(政令で定めるものに限る。) 五 バイオマス(動植物由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。) 六 前各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)を熱源と

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	<p>の目的に照らし特に必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>二 経済産業大臣は、一の3又は5の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、環境大臣に協議するとともに、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>発電を除く。)</p> <p>七 太陽熱利用</p> <p>八 地熱利用</p> <p>九 冷凍設備を用いた海水、河川水その他の水を熱源とする熱利用</p> <p>十 バイオマスを燃料とする熱利用</p> <p>十一 廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用(前号に掲げる熱利用を除く。)</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、自然現象又は生物体由来の枯渇しないエネルギー資源による発電又は熱利用であってこれによる電気又は熱の供給の促進を図ることが前条の目的に照らし特に必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>3 経済産業大臣は、前項第三号、第六号、第十一号及び第十二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 「エネルギー供給事業者」とは...(略)</p> <p>5 「自然エネルギー生産者」とは...(略)</p>	<p>掲げる発電を除く。)</p> <p>太陽熱利用</p> <p>地熱利用</p> <p>冷凍設備を用いた海水、河川水その他の水を熱源とする熱利用</p> <p>バイオマスを燃料とする熱利用</p> <p>廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用(に掲げる熱利用を除く。)</p> <p>からまでに掲げるもののほか、自然現象又は生物体由来の枯渇しないエネルギー資源による発電又は熱利用であってこれによる電気又は熱の供給の促進を図ることが第一の目的に照らし特に必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>3 経済産業大臣は、2の、及びの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者(以下「電気供給事業者」という。)並びに熱供給事業法第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。</p> <p>5 この法率において「自然エネルギー生産者」とは、自然エネルギー生産を行う者をいう。</p>	<p>する熱以外のエネルギーであって、政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。</p> <p>4 この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であって、第九条第一項の規定により認定を受けたものをいう。</p> <p>5 この法律において「利用」とは、供給する電気(電気事業者に供給するものを除く。)の全部又は一部を新エネルギー等電気にするをいう。</p>
国の責務	<p>(国の責務)</p> <p>第三</p> <p>一 国は、自然エネルギー発電を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>二 国は、自然エネルギー発電に係る安</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、自然エネルギー供給を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、自然エネルギー供給の安定化、自然エネルギー生産の効率化及び費用の</p>	<p>第三 国の責務</p> <p>1 国は、自然エネルギー供給を促進するために必要な財政上金融上及び税制上の措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、自然エネルギー供給の安定化、自然エネルギー生産の効率化及び費用</p>	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	定供給、効率化、費用の低減等のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。 三 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネルギー発電の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。	低減等のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。 3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネルギー供給の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。 4 国は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。 5 国は、自然エネルギー供給の促進を図るための国際的な連携の確保、技術協力の推進その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	の低減等のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。 3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネルギー供給の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。 4 国は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。 5 国は、自然エネルギー供給の促進を図るための国際的な連携の確保、技術協力の推進その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
地方公共団体の責務	(地方公共団体の責務) 第四 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた自然エネルギー発電の促進のための施策を推進するよう努めなければならない。	(地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた自然エネルギー供給の促進のための施策を推進するよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。	第四 地方公共団体の責務 1 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた自然エネルギー供給の促進のための施策を推進するよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。	(なし)
その他の責務	(一般電気事業者の責務) 第五 一般電気事業者は、自ら自然エネルギー発電を行い、又は自然エネルギー発電による電気を買い取ることその他自然エネルギー発電による電気の供給促進する措置を講ずるよう努めなければならない。	(自然エネルギー生産者の責務) 第五条 自然エネルギー生産者は、自然エネルギー生産の安定化及び効率化を図ることにより、自然エネルギー供給の促進に資するよう努めなければならない。 (エネルギー供給事業者の責務) 第六条 エネルギー供給事業者は、自然エネルギー供給を行い、及び自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。	第五 自然エネルギー生産者等の責務 1 自然エネルギー生産者は、自然エネルギー生産の安定化及び効率化を図ることにより、自然エネルギー供給の促進に資するよう努めなければならない。 2 エネルギー供給事業者は、自然エネルギー供給を行い、及び自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。 3 エネルギーを使用する者は、自然工	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
		(エネルギー使用者の責務) 第七条 エネルギーを使用する者は、自然エネルギー供給の促進について理解を深めるよう努めるとともに、自然エネルギー生産による電気又は熱を使用するよう努めなければならない。	エネルギー供給の促進について理解を深めるよう努めるとともに、自然エネルギー生産による電気又は熱を使用するよう努めなければならない。	
国会への報告	(年次報告) 第六 一 政府は、毎年、国会に、自然エネルギー発電の状況及び政府が自然エネルギー発電の促進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。 二 政府は、毎年、前項の報告に係る自然エネルギー発電の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。	(なし)	(なし)	(なし)
供給目標	(国の供給目標) 第七 一 経済産業大臣は、自然エネルギー発電の促進の見地から、自然エネルギー発電による電気の供給目標を定め、これを公表しなければならない。 二 供給目標は、自然エネルギー発電の種類ごとの電気の供給量の目標、自然エネルギー発電による電気の供給量が電気の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、地球温暖化対策に関する基本方針、自然エネルギー発電に係わる技術水準その他の事情を勘案して定める。 三 経済産業大臣は、供給目標を定めるときは、環境大臣に協議するとともに、自然エネルギー発電審議会の意	(供給目標) 第八条 政府は、自然エネルギー供給の促進の見地から、自然エネルギー供給の目標(以下この条及び第十条第一項において「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。 2 供給目標は、自然エネルギー生産の種類ごとの電気又は熱の供給量の目標、自然エネルギー供給の量が電気又は熱の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第七条第一項の地球温暖化対策に関する基本方針を踏まえ、経済全般の動向、自然エネルギー生産に係る技術水準その他の事情を勘案するとともに、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第九条に規定する基本原則に配慮して定めるものとする。 3 経済産業大臣は、供給目標の案を作成	第六 供給目標 1 政府は、自然エネルギー供給の促進の見地から、自然エネルギー供給の目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。 2 供給目標においては、自然エネルギー生産の種類ごとの電気又は熱の供給量の目標、自然エネルギー供給の量が電気又は熱の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、地球温暖化対策の推進に関する法律第七条第一項の地球温暖化対策に関する基本方針を借まえ、経済全般の動向、自然エネルギー生産に係る技術水準その他の事情を勘案するとともに、循環型社会形成推進基本法第九条に規定する基本原則に配慮して定めるものとする。 3 経済産業大臣は、供給目標の案を作成して閣議の決定を求めなければならない	(新エネルギー等電気の利用目標) 第三条 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標(以下「新エネルギー等電気利用目標」という。)を定めなければならない。 2 新エネルギー等電気利用目標に定める事項は、次のとおりとする。 一 新エネルギー等電気の利用の目標に関する事項 二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項 三 その他経済産業省令で定める事項 3 経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネル

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	見を聴いて、閣議の決定を経なければならぬ。 四 政府は、三により決定された供給目標を、国会に提出して、その承認を受けなくてはならない。	して閣議の決定を求めなければならない。 4 経済産業大臣は、供給目標の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、経済財政諮問会議に意見を聴くとともに、自然エネルギー生産者及びエネルギー供給事業者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴かなければならない。 5 政府は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改定するものとする。 6 第一項から第四項までの規定は、供給目標の改定について準用する。	ない。 4 経済産業大臣は、供給目標の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、経済財政諮問会議の意見を聴くとともに、自然エネルギー生産者及びエネルギー供給事業者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴かなければならない。	ギー等電気利用目標を変更するものとする。 4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
供給計画/ 基準利用量	(自然エネルギー発電供給促進計画) 第九 一 一般電気事業者は、供給目標を踏まえ、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、経当該年度開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。 二 経済産業大臣は、供給目標に照らし計画の内容又はその実施が著しく不適切であると認めるときは、計画を作成した一般電気事業者に対し、その変更又は適切な実施に関し、勧告をすることができる。	(自然エネルギー発電供給促進計画) 第十条 電気供給事業者は、供給目標を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー発電(前条第一項の認定に係る自然エネルギー生産のうち発電であるものをいう。以下同じ。)による電気の供給の促進についての計画(次項及び第十三条において「自然エネルギー発電供給促進計画」という。)を作成し、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 電気供給事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、前年度における自然エネルギー発電供給促進計画の実施の状況を公表しなければならない。		(新エネルギー等電気の基準利用量) 第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間(以下「届出年度」という。)に利用をすることを予定している新エネルギー等電気の基準利用量(その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量(他の電気事業者に供給したものを除く。第十条において同じ。))を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。)その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に関する前項の規定の適用につい

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
				<p>では、同項中「四月一日から」とあるのは「当該電気事業者が電気の供給を開始した日から」と、「当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量」とあるのは「当該届出年度におけるその電気事業者の電気の供給量の見込み」とする。</p> <p>第五条 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、基準利用量（次条及び第七条の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第八条において同じ。）以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。</p> <p>(基準利用量の変更)</p> <p>第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。</p> <p>第七条 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行うことが困難となった電気事業者の申出があったときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p>

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
				<p>(勧告及び命令)</p> <p>第八条 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる</p>
認定	<p>(自然エネルギー発電の認定)</p> <p>第八</p> <p>一 自然エネルギー発電の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に認定を申請しなければならない。</p> <p>二 経済産業大臣は、認定の申請に係わる発電が政令で定める基準に適合するときは、当該発電が自然エネルギー発電である旨、認定しなければならない。</p> <p>三 経済産業大臣は、認定を受けた発電が基準に適合しなくなったとき、その他不正の手段により認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>四 経済産業大臣は、二の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>(自然エネルギー生産の認定)</p> <p>第九条 自然エネルギー生産者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請して、その自然エネルギー生産が自然エネルギー生産として政令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認定に係る自然エネルギー生産が同項の基準に適合しなくなったとき、又は同項の者が偽りその他不正の手段により同項の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p>	<p>第七 自然エネルギー生産の認定</p> <p>自然エネルギー生産者は、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー生産に係る設備の設置に関する計画を提出して、当該自然エネルギー生産が政令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。</p>	<p>(新エネルギー等発電設備の認定)</p> <p>第九条 新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等を電気に変換する設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、政令で定めるところによ</p>

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
				<p>り、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
電気の 買取り義務	<p>(買取り約款)</p> <p>第十</p> <p>一 一般電気事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、その電気の買取り条件について、買取り約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>二 一般電気事業者は、前項の買取り約款を定めるに当たっては、自然エネルギー発電の促進に資するよう配慮するものとする。</p> <p>三 経済産業大臣は、買取り約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その買取り約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>1. 買取りの料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>2. 一般電気事業者及び発電者の責任に関する事項並びに系統連系の費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>3. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>4. 発電者に不当に不利益となるおそれ</p>	<p>(買取り約款)</p> <p>第十一条 電気供給事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、その電気の買取りに係る料金、期間その他の買取り条件について、経済産業省令で定めるところにより、約款を定めなければならない。</p> <p>2 前項の買取りに係る料金については、その額は、自然エネルギー発電の種類ごとに、自然エネルギー発電による電気の買取りに代えて電気供給事業者が自ら発電を行うこととした場合に追加的に必要とされる発電費用の単位当たりの額として経済産業省令で定めるところにより算定した額に相当する額を下らない額を定めるものとする。</p> <p>3 電気供給事業者は、第一項の約款(次項及び第十三条において「買取り約款」という。)を定めるに当たっては、自然エネルギー発電の促進に資するよう配慮するものとする。</p> <p>4 電気供給事業者は、買取り約款を定め、又は変更したときは、経済産業大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5 自然エネルギー発電を行う者(以下「自然エネルギー発電者」という。)がその自然エネルギー発電について電気事業法第二条第一項第十一号に規定する卸供給を行う場合における同法第二十二條第一項</p>	<p>第八 電気供給事業者による買取り 電気供給事業者は、自然エネルギー発電(第七の認定に係る自然エネルギー生産のうち発電であるものをいう。以下同じ。)による電気の買取りを求められた場合には、当該種類の自然エネルギー発電による電気の買取りに代えて電気供給事業者が自ら発電を行うこととした場合に追加的に必要とされる発電費用の額として経済産業省令で定める額に相当する額以上の額で買い取るものとする。</p>	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	がないこと。 四 一般電気事業者は、買取り約款をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。 五 経済産業大臣は、一般電気事業者が取り約款に定める買取り条件以外の条件で自然エネルギー発電による電気の買取りを行うことにより、発電者に不当に不利益となるおそれがあると認めるときは、当該買取り約款に定める買取り条件によるべきことを命ずることができる。	の規定の適用については、同項ただし書中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合又は自然エネルギー供給促進法(平成十三年法律第 号)第十一条第四項の規定により届け出られた同条第一項の約款で定める買取り条件に応じた供給条件による場合」とする。		
証書	(なし)	(なし)	第九 自然エネルギー電力証書の提出義務 1 電気供給事業者は、毎年度、経済産業大臣が定める期限までに、取得義務量の自然エネルギー電力証書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2 1の取得義務量は、次に掲げる区分によりそれぞれその定める数量とする。 に掲げる電気供給事業者以外の 電気供給事業者 年度分数量 前年度において5の申出をした電気供給事業者 年度分数量と当該申出に係る数量とを合算して得た数量 3 年度分数量は、その年度分の当該電気供給事業者が取得すべき自然エネルギー電力証書の数量として経済産業大臣が定める数量とする。 4 3の経済産業大臣が定める数量は、供給目標を段階的に達成するため各年度において供給されるべき自然エネルギー発電による電気の供給量の総量を基礎として経済産業省令で定めるとこ	

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
			<p>るにより算定されるものとする。</p> <p>5 電気供給事業者は、その年度分の自然エネルギー電力証書の提出期限までに、同年度について3の経済産業大臣が定める数量に経済産業省令で定める数値を乗じて得た数量を超えない数量の自然エネルギー電力証書の提出を翌年度において行う旨を経済産業大臣に申し出ることができる。</p> <p>6 5の申出があった場合には、3にかかわらず、当該申出をした電気供給事業者のその年度分の年度分数量は、3の経済産業大臣が定める数量から5の申出に係る数量を控除して得た数量とする。</p> <p>7 1の自然エネルギー電力証書の提出は、その年度分又は前年度分として発行された自然エネルギー電力証書をもって行うものとする。</p> <p>第十 自然エネルギー電力証書の発行及び交付</p> <p>1 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー電力証書を発行し、自然エネルギー発電者(自然エネルギー発電を行う者をいう。以下同じ。)に対し交付するものとする。</p> <p>2 1により自然エネルギー発電者に対し交付する自然エネルギー電力証書の数量は、次に掲げる区分に応じそれぞれその定める数量(当該自然エネルギー発電者が行う自然エネルギー発電の種類が複数であるときは、当該種類ごとにその数量を算定しこれらを合算して得た数量)とする。ただし、その数量に一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>以外の自然エネルギー発電 その自然エネルギー発電の種類ごと</p>	

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
			<p>に、当該自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気百キロワット時で除して得た数量に当該自然エネルギー発電に係る費用の水準の推移を勘案してその発電設備を設置した年度ごとに経済産業省令で定める数値を乗じて得た数量</p> <p>第二の2の に掲げる自然エネルギー発電 当該自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気百キロワット時で除して得た数量にその燃料として利用する廃棄物のうちに占めるバイオマスに相当するものとして経済産業省令で定めるものの割合を乗じて得た数量</p> <p>第十一 政府による買入れ等</p> <p>1 政府は、政令で定めるところにより、第九の1の期限後において、自然エネルギー電力証書であってその交付を受けた自然エネルギー発電者が所有するものの買入れを行うことができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、毎年度 当該年度分の自然エネルギー電力証書の発行前に、当該自然エネルギー電力証書の1による買取価格を定め、これを公表するものとする。</p> <p>第十二 納付金の納付</p> <p>1 経済産業大臣は、第十一の1による自然エネルギー電力証書の買入れに要する費用その他自然エネルギー電力の供給の促進に要する費用に充てるため、第九の1による取得義務量の自然エネルギー電力証書の提出をしなかった電気供給事業者から、自然エネルギー供給促進納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。</p> <p>2 電気供給事業者が納付すべき納付金の額は、各年度につき、納付金単価に</p>	

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
			<p>当該電気供給事業者の第九の1による提出をしなかった自然エネルギー電力証書の数量を乗じて得た額に相当する額とする。</p> <p>3 納付金単価は、政令で定めるところにより、経済産業大臣が定める。</p> <p>第十三 指定法人</p> <p>1 経済産業大臣は、その指定する民法法人に、第十の1、第十一の1及び第十二の1の業務を行わせることができる。</p> <p>2 1の指定を受けた者は、1に定める業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">自然エネルギー電力証書の取引に係る市場の整備に関する業務 その他自然エネルギーの供給の促進に関する業務</p> <p>3 1の法人が1の業務を行うときは、納付された納付金は当該法人の収入とする。</p>	
技術上の指針	<p>(技術上の指針)</p> <p>第十一</p> <p>一 経済産業大臣は、系統連係に関し、発電者及び一般電気事業者がよるべき技術上の指針を定めるものとする。</p> <p>二 指針は、自然エネルギー発電が円滑に促進されるよう十分配慮して定められなければならない。</p> <p>三 経済産業大臣は、指針を定めるときは、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>四 経済産業大臣は、指針を定めたときにはこれを公表しなければならない。</p>	<p>(技術上の指針)</p> <p>第十二条 経済産業大臣は、系統連系(発電設備の電気供給事業者の電力系統への連系をいう。次条において同じ。)に関し自然エネルギー発電者及び電気供給事業者がよるべき技術上の指針(次項において「指針」という。)を定め、これを公表しなければならない。これを改定したときも、同様とする。</p> <p>2 指針は、自然エネルギー発電が円滑に促進されるよう十分配慮して定められなければならない。</p>	<p>第十四 技術上の指針</p> <p>1 経済産業大臣は、系統連係に関し自然エネルギー発電者及び電気供給事業者がよるべき技術上の指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2 指針は、自然エネルギー発電が円滑に促進されるよう十分配慮して定められなければならない。</p>	(なし)
指導及び助言	(なし)	<p>(指導及び助言)</p> <p>第十三条 経済産業大臣は、自然エネルギー</p>	<p>第十五 指導及び助言</p> <p>経済産業大臣は、自然エネルギー発電</p>	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
		一発電を促進するため必要があると認めるときは、自然エネルギー発電供給促進計画又は買取り約款の作成及び実施については電気供給事業者、系統連系に関する事項については自然エネルギー発電者及び電気供給事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。	を促進するため必要がみると認めるときは、自然エネルギー発電者又は電気供給事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。	
当事者間の協議	(当事者間の協議) 第十二 一 発電者は、系統連系に関し必要な措置及び費用負担について、一般電気事業者に協議を求めることができる。 二 一般電気事業者は、協議に当たっては、自然エネルギー発電の促進を阻害することのないよう配慮する。	(なし)	(なし)	(なし)
調停	(調停) 第十三 一 協議の当事者の双方または一方は、協議することができず、または協議が調わないときは、経済産業大臣に対し、調停を申請することができる。 二 経済産業大臣は、調停の申請を相当と認めるときは、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電審議会」による調停に付するものとする。	(なし)	(なし)	(なし)
補助	(認定設備の設置の補助) 第十四 国は、政令で定めるところにより、認定設備(系統連系に必要な設備を含む)を設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置に要する費用の二分の一以内を補助することができる。 (一般電気事業者に対する補助) 第十五条 国は、一般事業者に対し、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の買取りによって負担するこ	(補助) 第十四条 国は、第九条第一項の認定に係る自然エネルギー生産であって、経済性の面における制約からその促進を図ることが特に必要であるものとして政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、当該自然エネルギー生産に係る設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、当該設備の設置に要する費用の一部を補助することができる。 第十五条 国は、自然エネルギー発電による電気の売渡しについて、予算の範囲内	第十六 補助 国は、第七の認定に係る自然エネルギー生産であって、経済性の面における制約があることからその促進を図ることが特に必要であるものとして政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、当該自然エネルギー生産に係る設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、当該設備の設置に要する費用の一都を補助することができる。	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	<p>ととなる費用について、予算の範囲内において、必要な補助を行うことができる。</p>	<p>において、必要な補助を行うことができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、自然エネルギー発電の種類ごとに、前項の補助の基準となる単価(以下この条において「売渡補助基準単価」をいう。)を定め、公表するものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、自然エネルギー発電の種類ごとに、売渡補助基準単価、第一項の補助の対象とする者(以下この条において「売渡補助対象者」という。)及びその者に係る同項の補助の対象とする電気の電力量(以下この条において「売渡補助対象量」という。)を定めるための入札を行うものとする。</p> <p>4 前項の入札においては、入札の対象とする電気の電力量(以下この項において「入札対象量」という。)の範囲内において自然エネルギー発電者(政令で定める規模に満たない自然エネルギー発電者を除く。)が電気供給事業者に売り渡そうとする電気の電力量及びその売渡不足額(第一項の補助を受けないとした場合に売り渡すことが可能なその単価と第十一条第一項の買取りに係る料金の額との差額をいう。以下この項において同じ。)を入札させ、売渡不足額の上限として経済産業大臣が定める額以下売渡不足額の入札者のうち入札した売渡不足額の低い入札者から順次入札対象量に達するまでの入札者を売渡補助対象者とし、それぞれ、その売渡補助対象者が入札した電気の電力量(最後の順位の売渡補助対象者にあつては、当該電気の電力量と他の売渡補助対象者の入札した電気の電力量とを合計した電気の電力量が入札対象量を超えるときは、その入札した電気の電力量からその払える電気の電力量を控除した電気の電力量)を当該売渡補助対象者の売渡補助対象量とし、最高の売渡不足額を</p>		

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
		<p>もって入札した売渡補助対象者以外の売渡補助対象者のうち最高の売渡不足額をもって入札した売渡補助対象者の当該売渡不足額に相当する額を売渡補助基準単価とするものとする。</p> <p>5 第一項の補助は、売渡補助対象者に対し行うものとし、その金額は、売渡補助対象者が売り渡す電気に係る売渡補助基準単価に売渡補助対象量の範囲内でその売り渡す電気の電力量を乗じて得た額(当該売渡補助対象者が売り渡す電気に係る自然エネルギー発電の種類が複数あるときは、その種類ごとに区分してその額を算定し、その額を合算した額)以内とする。</p> <p>6 第三項及び第四項に定めるもののほか、売渡補助基準単価、売渡補助対象者及び売渡補助対象量の決定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>7 国は、第四項に規定する政令で定める規模に満たない自然エネルギー発電者については、第一項の規定による措置に準じた措置が講ぜられるよう必要な配慮を行うものとする。</p> <p>第十六条 国は、電気供給事業者に対し、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の買取りによって負担することとなる費用について、予算の範囲内において、必要な補助を行うことができる。</p>		
審議会	<p>(自然エネルギー発電審議会) 第十六 一 経済産業省に、自然エネルギー発電審議会をおくものとする。 二 審議会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。(略) 三 審議会は、自然エネルギー発電を行う者を代表する委員、一般電気事業者を代表する委員及び自然エネルギー</p>	(なし)	(なし)	(なし)

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	<p>一の促進に関し学識経験者を有する者である委員各5人をもって組織し、委員は非常勤とする。</p> <p>四 委員は、経済産業大臣が任命し、学識経験者委員の任命については、両議院の同意えお得なければならない。</p> <p>五 経済産業大臣は、学識経験者委員を任命するに当たっては、自然エネルギー発電の促進を目的とする市民活動を行う団体を代表する者であって適当なものが含まれるように努めなければならない。</p>			
報告の徴収	<p>(報告の徴収)</p> <p>第十七</p> <p>一 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、発電者に対し、その自然エネルギー発電の状況について報告を求めすることができる。</p> <p>二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般電気事業者に対し、その自然エネルギー発電による電気の供給の状況について報告を求めすることができる。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の認定を受けた自然エネルギー生産者に対し、その自然エネルギー生産の状況について報告を求めすることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、エネルギー供給事業者に対し、その自然エネルギー供給の状況について報告を求めすることができる。</p>	<p>第十七 報告の徴収</p> <p>1 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七の認定を受けた自然エネルギー生産者に対し、その自然エネルギー生産の状況について報告を求めすることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、エネルギー供給事業費に対し、その自然エネルギー供給の状況について報告を求めすることができる。</p>	<p>(供給した電気の量等の届出)</p> <p>第十条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日までの一年間における電気の供給量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(帳簿の記載)</p> <p>第十一条 電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その利用をし、又は発電した新エネルギー等電気の量その他経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必</p>

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
				<p>要な限度において、その職員に、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者の事業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
経過措置	(なし)	(経過措置) 第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。	(なし)	(経過措置) 第十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
権限委任	(なし)	(なし)	(なし)	(権限の委任) 第十四条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。
罰則	(罰則) 第十八 罰則について必要な規定を設ける。	(なし)	(なし)	(罰則) 第十五条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第四条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

	自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
				<p>第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。</p>
付則 その他	<p>(付則) 第十九 一 この法律の施行期日について定めること。 二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況及び電気事業の自由化の進展、自然エネルギー発電に係る技術の発展その他の社会経済情勢の推移を勘案し、自然エネルギー発電に係る費用についての社会全体による適正かつ公平な負担の在り方を含め、自然エネルギー発電を促進するための制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 三 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるものとする。 四 関係法律についての所要の規定の整備を行うものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況及びエネルギー供給事業者を取り巻く状況の変化、自然エネルギー生産に係る技術の発展その他の社会経済情勢の推移を勘案し、自然エネルギー生産に係る費用についての社会全体による適正かつ公平な負担の在り方を含め、自然エネルギー供給を促進するための制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (電源開発促進対策特別会計法の一部改正) 第三条 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。 第一条第三項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 自然エネルギー供給促進法(平成十三年法律第 号)の規定に基づいて行う補助 (経済産業省設置法の一部改正)</p>	<p>第十八 その他 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八から第十三までの規定は、平成十五年四月一日から施行する。 2 平成十五年四月一日前に締結された契約に基づき同日以後に売り渡される電気に係る自然エネルギー発電については、第八及び第十の1は適用しない。 3 2の契約に基づき平成十五年四月一日以後に自然エネルギー発電による電気を買い取る電気供給事業者の取得義務量は、第九の2にかかわらず、第九の2に定める数量から2の自然エネルギー発電に第十の1が適用されるとしたならばその自然エネルギー発電者に対し交付されるべき自然エネルギー電力証書の数量を控除した数量とする。 4 2の自然エネルギー発電を行う自然エネルギー発電者は、当該自然エネルギー発電による電気の売渡し条件の変更について、電気供給事業者と協議することを求めることができる。 5 その他所要の規定の整備を行う。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十五条及び第十六条(第十一条、第十二条及び第十六条にあっては、電気事業者に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 経済産業大臣は、第三条の規定の施行前においても、同条の規定の例により、新エネルギー等電気利用目標を定め、これを告示することができる。 2 前項の規定により定められた新エネルギー等電気利用目標は、第三条の規定の施行の日において同条第一項の規定により定められたものとみなす。 第三条 第五条の規定の施行の際現に電気事業者である者のうち、同条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定したものに係る第四条に規定する基準利用量は、同条の規定にかかわらず、第五条の規定の施行後七年間は、第四条の規定によって算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘案して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。</p>

自然エネルギー発電促進法案要綱 (第1次議連案)	自然エネルギー供給促進法(案) (議連統合案)	自然エネルギー供給促進法案大綱 (議連版RPS試案)	電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(案)
	<p>第四条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第四十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>四十九の二 自然エネルギー供給の促進に関すること。</p> <p>第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を「自然エネルギー供給促進法(平成十三年法律第 号)、石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に改める。</p> <p>理 由</p> <p>エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資するため、自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるとにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>この法律の施行に伴い必要となる経費</p> <p>この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約 円の見込みである。</p>		<p>(政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(経済産業省設置法の一部改正)</p> <p>第六条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)、石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に改める。</p> <p>理 由</p> <p>内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するため、電気事業者の供給する電気の量のうち一定量以上の量の電気を風力を変換して得られる電気その他の新エネルギー等電気とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>